【関東地区】 点検チェックリスト

<u></u>

IASS 一般社団法人 社会資本整備支援機構 Infrastructure Adjustment Support System

【凡例】

〇 標準書

損失補償算定標準書 通損編 令和5年度版 関東地区用地対策連絡会 編著 国土交通省関東地方整備局

動 産 調 査 表

			調査者	00)コンサ/ ()()()()		ント			査 月日		R5. 4	1. 1		整理番号	1
※2 動産所 住所及		○○県○○市○○2-2-3					法 人 を 代 表 す る 者 の 住									
又は		00 00				所及び氏名										
建物所定		同上					法人を代表する者の住									
又は		同上				所及び氏名										
※3 建 物	番号	※4 建物の種類構造			**5 建物 住居面積 延床面積 (常時居住面積)					家族人員			摘	要		
2-	·1	木造平家建住家			230. 00 m²			230			m²	㎡ 7 人				
<mark>※7</mark> 所 在	E 地	〇〇県〇〇市	002-2													
※ 8 字	地 番	動産の	品名	種 類			形 (言	状寸 †算式	法 (t)			と体積 ド面積	単位		摘	要
00	3	<mark>※</mark> 9 かご		一般 (屋内)	0.50	×	0.30	×	0.50	× 1	※ 10	0. 075	m³			
		バ ケツ		一般 (屋内) 一般	0. 25	×	0. 25	×	0.30	× 1		0. 018	m³	-		
		はしご		(屋内) 一般	2.50	×	0.90	×	0. 25	× 1		0. 562	m³			
		バケツ		(屋内)	0.50	×	0. 30	×	0.30	× 1		0.045	m³			
		鉢植え		一般 (屋外)	0, 30	×	0. 30	华 才	+ 17	读人 9		0. 810	m²			
		鉢植え		一般 (屋外)			/4.	\ \ \ \ \	エース	×/-/-112		0. 315	m²			
		鉢植え		一般 (屋外)	0.60	×	0.40	ズリ	14	金加 × 1	X.	0. 240	m²			
		園芸道具	rastr	一般 (屋外)	1re / 0.50	\ <u>\</u> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	$\int_{0.25}^{11S}$	m ×	ent 0. 25	Supp ₁	ort	0.031	ten m³	1		
		鉢植え		一般 (屋外)	0. 45	×	0.45			× 2		0. 405	m²			
		洗濯機		一般 (屋外)	0.50	×	0.60	×	1.00	× 1		0.300	m³			
		犬小屋		一般 (屋外)	0.70	×	0.70	×	0.80	× 1		0. 392	m³			
		鉢植え		一般 (屋外) 一般	0.60	×	0.40			× 2		0. 480	m²			
		植木鉢		(屋外)	0.40	×	0.40	×	0.30	× 2		0.096	m³			
		植木鉢		(屋外)	0.60	×	0. 20	×	0.30	× 1		0. 036	m³			
		ホ゜リタンク		(屋外) 一般	0.40	×	0. 35	×	0.35	× 3		0. 147	m³			
		つぼ		(屋外)	0. 35	×	0.35	×	0.40	× 1		0.049	m³			
		※ 11		一般												
		集計		(屋内)								0.70		-		
				(屋外) 一般								1. 05				
				(屋外)								2. 25	m²			

チェックリスト

動産調査表

チェック項目		No		チェック事項		
	共通事項	% 1		指定の様式(様式第1号)表を使用しているか。		
	住所及び氏名 又は名称	 2		住民票等公的書類その他作成調書類と一致しているか。		
	建物番 号	※ 3		建物移転料算定表等から建物番号を転記する。		
	建物の種類構造	※ 4		建物移転料算定表等から建物の種類構造を転記する。		
	建物延床面積	※ 5		建物の延床面積を建物平面図等より転記する。		
動産調	住居面積家族人員	※ 6		居住者調査表の内容から転記する。また、常時居住面積は日常生活に 必要な家財が配置されている部屋、廊下、便所、風呂場及び玄関等とし、 建物平面図を利用してその範囲を着色し適切に認定されているか確認し 面積を転記する。		
産調査表	所在地	※ 7		登記簿等公的書類その他作成調書類と一致しているか。		
10	字•地番	% 8		動産が存する字・地番を記載する。		
	動産の品名・種類 形状寸法 ※9			一般動産については品目、寸法(m単位)、個数を記載する。[小数点以下第二位(小数点以下第三位四捨五入)]		
	重量体積 及び面積	※ 10		記載した数値を基に算出した重量、体積及び面積は、 [小数点以下第三位(小数点以下第四位切り捨て]とする。		
	集計 ※11			重量、体積及び面積は屋内動産、一般動産の別に集計し、その合計については[小数点以下第二位(小数点以下第三位四捨五入]とする。		

一般社団法人 社会資本整備支援機構 Infrastructure Adjustment Support System

算定年月日	R5.4.1	算定者	00	00
採用単価	令和5年度	消費税等相当額	質の補償の要否	要

	動	産移転料	算 定 書				1. +2. +3. +≥ ¥1,030,150				
※2動産所有者の住所及び氏名	住 氏	※2動 産 の 所 在 地	〇〇県〇〇市〇	0-2-2-3							
1. 屋内動産							¥894,500				
住居面積(常時居住面積)	家族人員	移転回数	建物所有者の氏名								
※3 230.00 m²	※ 4 7	<mark>※</mark> 5 無	<mark>※6</mark> 構外↓	再築	※ 7 1	% 8					
①標準台数	②人員による 加算台数	⑥延べ台数 (④×⑤)	⑦1台当り単価	8金額 (⑥×⑦)	合計						
2t <mark>**9</mark> 4t 4	※ 10 1	による台数 <mark>※11</mark>	1	※ 12 1		※ 13 113,300 195,300	113,300 781,200	894,500			
台数算定(住居面積別 <mark>※14</mark>	台数算定(住居面積別標準台数表の適用が困難な屋内動産) ※14										
2. 一般動産	Infr	ostructu	し to A divis	会資本	整備支持	爰機構 System	¥42,000				
① 台 数	※ 17	特記事項	re rajus	②移転回数	③延べ台数 (①×②)	④1台当り単価	⑤金額 (③×④)	合計			
2 t **16 1 4 t **15	仮倉庫経由をし	ない場合		×19 1	1	42,000	42,000	42,000			
台数算定 <mark>※18</mark> 一般屋内 一般屋外	$0.7 \text{m}^3/14 \text{m}^3 = 0.$ $1.05 \text{m}^3/14 \text{m}^3 = 0.$ $2.25 \text{m}^2/13 \text{m}^2 = 0.$	0.075	計 0.298	[2t車1台] 0.2	98台						
3. 取扱いが困難な	※20 3動産					¥					
品目·種	別	個数	単価		回数	移転料	うち消費税等 課税対象額	摘要			
合	計·	×		× ×	= =						
4. 消費税等相当額	質	(1. +2. +3.)	×税率 =				¥93,650				

<u>チェックリスト</u>

動産移転料算定書

チェック項目		No		チェック事項	備考
	共通事項	% 1		指定の様式(様式第2号)表を使用しているか。	
	住所·氏名 所在地	 2		住民票等公的書類その他作成調書類と一致しているか。	
	住居面積	※ 3		移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延べ面積とし動産調査表より転記する。	
	家族人員	※ 4		動産調査表から転記する。	
	仮住居等経由の有無	※ 5		移転工法検討書等により建物の移転工法等を確認し、 仮住居経由の有無を判断する。	
	移転工法	※ 6		移転工法検討書等より転記する。	
	移転回数	※ 7		仮住居加算額は、建物移転工法上仮住居が必要な場合に 加算するものとし、その加算回数は、原則として1とするものとする。	
屋	建物所有者の氏名	% 8		住民票等公的書類その他作成調書類と一致しているか。	
内動産	標準台数	※ 9		原則として住居面積別標準台数表(通損編P9より)を適用して求める。	
	人員による加算台数	※10		住居面積が50m以上かつ人員が5名を超え3名増すごとに 2t積貨物自動車を加算する。(加算により、2t積貨物自動車が2台と なるときは、4t積貨物自動車1台に置き換えるものとする。)	
	個別調査による台数	※ 11		住居面積別標準台数表によることが著しく実情に合わないと 認められる場合は、実測数量を調査し台数を認定する。	
	移転回数	※ 12		※7の移転回数が記載されているか。	
	1台当り単価	※13		通損編P20に記載されている単価表より記載する。 1日の往復回数は通常2回とする。 建物を残地に移転する場合は記載されている単価の50%を標準とする。	
	台数算定	※14	astru	必要に応じて台数の認定に必要な計算の内訳等を記載する。	
	貨物自動車の種別	※ 15		営業体の倉庫など、商品その他の動産で標準書の単価を適用することが 実情に適さないとき又は台数がおよそ10台を超えるときは、別途算定 することができる(接面道路、敷地内の積み下ろしスペース等を検討のうえ、 10t車を基本とする等)	
一般動産	台数	※ 16		台数の認定にあたっては、動産調査表にて集計した数量を一台あたりの 積載量で除したものとする。	
	特記事項	※ 17		仮倉庫経由の有無等(適用する単価の種別)を記載する。	
	台数算定	※ 18		台数の認定に必要な計算の内訳等を記載する。	
	移転回数、延べ台数、 1台当り単価、金額	※ 19		移転回数、延べ台数、1台当り単価、金額の欄については採用する単価によって表示内容が変わってきますので、整合がとれているか確認してください。	
取扱いが困難な動産		※20		ピアノや金庫等の取扱いが困難な動産は実情に応じて、 必要と認める特殊経費を加算することができる。	